

日本民家園古民家等耐震委員会設置要綱

25川教民第41号
平成25年5月7日教育長決裁

(目的)

第1条 日本民家園内の古民家等の耐震補強に関する方針及び耐震診断・耐震設計の検討を行うことを目的に日本民家園古民家等耐震委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項を行う。

- (1) 耐震基礎診断の優先順位と、耐震補強に関する基本方針の検討に関すること
- (2) 耐震診断及び耐震補強基本設計・同実施設計の内容の検討に関すること
- (3) その他委員会が必要と認めること

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げるものから選任する。

- (1) 日本民家園長
- (2) 同技術職員（建築職・文化財修理主任技術者）
- (3) まちづくり局施設整備部施設保全担当職員
- (4) その他必要と認める行政職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは学識経験者等の出席を求めて指導・助言を受けることができる。
- 3 委員長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年 5月 7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 7月 18日から施行する。